

(仮称) 盛岡市第二学校給食センター整備に係るPFI導入可能性調査等業務
委託受注候補者プロポーザル
質問に対する回答書

「PFI導入可能性調査等業務委託に係る受注候補者プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という) 8の規定に基づき提出のあった質問に対する回答は、次のとおりです。

(1) 実施要領5 (3) 提案者の概要に関する事項

- ア 「過去5年間」「過去2年間」とは、当該年度内に完了した業務との理解でよろしいか。
- イ 実績件数の「最大10件まで」とは、別途、特段の記載のある「過去2年間において、学校給食センター整備に係るPFI導入可能性調査を3件」を内数とするとの理解でよろしいか。
- ウ 業務の詳細を記載した実績について、テクリス登録証で示すことでよろしいか。
- エ 受注件数は、学校給食に関連した実績に限定されるとの理解でよろしいか。
- オ 記載する実績は、「学校給食に関する計画策定」「学校施設の調査」「PFI導入可能性調査」「その他」の各業務分類の合計で最大10件までとの理解でよろしいか。
- カ 受注件数の数え方について、1件の受注業務で内訳にある業務の複数に該当する場合、合計件数の整合を図るため、内訳はいずれか一つを選択するとの理解でよろしいか。

回答(1)

- ア お見込みのとおりです。なお、(4)ーイ予定担当者の実績等についても同様です。
- イ お見込みのとおりです。なお、(4)ーイ予定担当者の実績等についても、同様に内数と解釈ください。
- ウ お見込みのとおりです。
- エ お見込みのとおりです。
- オ お見込みのとおりです。
- カ 1件の受注業務で内訳にある業務の複数に該当する場合は、様式第3号(1)最上段の「過去5年間における受注件数」と内訳の件数の合計が一致していなくても構いません。

(2) 実施要領5 (4)ーイ 予定担当者の実績等に関する事項

- ア 同種業務、類似業務はそれぞれどのように定義しているのか。

回答(2)

- ア 同種業務、類似業務については、以下のように定義します。
 - ・同種業務：いずれの業務も、学校給食センター新設整備事業での「学校給食センター整備に係る計画策定業務」、「学校給食センター整備に係る施設調査業務」、「学校給食センター整備に係るPFI導入可能性調査業務」をいう。
 - ・類似業務：上記以外の学校給食に関する調査業務をいう。
- なお、「同種」、「類似」の別については、業務概要欄に記載願います。

(3) 実施要領5 (4) -ア 執行体制に関する事項

ア 様式5号の「1 業務執行体制」には協力企業を含まない(記載を要しない)との理解でよろしいか。

イ 協力会社の業務実績は不要との理解でよろしいか。

回答(3)

ア お見込みのとおりです。ただし、「2 取組体制図」は協力会社を含んで記載願います。

イ 協力会社の予定担当者については、学校給食に限らず、様式6号及び実績の証明資料を提出願います。

(4) 実施要領5 (4) -ウ 企画提案に関する事項

ア 企画提案書の様式はA4版とあるが、縦横は問わないとの理解でよろしいか。

回答(4)

ア 基本的には縦での使用を想定していますが、工程表等、横書きの方が視認性が高いと判断される場合はこの限りではありません。

(5) (仮称)盛岡市第二学校給食センター整備に係るPFI導入可能性調査等業務委託仕様書3 履行期限に関する事項

ア 中間報告について、どのような内容を想定しているのか。

回答(5)

ア 12月末の提出を見据え、「基本計画策定」「学校施設調査」「PFI導入可能性調査」それぞれの業務内容が、市と調整ができる状態のものを想定しています。